

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-147
許認可等の種類	測量及び調査のための建築物等の立入りの許可			
根拠法令条例等・条項	都市再開発法第60条第2項			
許認可等の概要	再開発事業の施行者が再開発事業の施行の準備又は施行のため、他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う場合の立入りの許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、基準の具体化が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難なため)			
期間の制定根拠	—			